

巻頭言

## 電気ガス水道を止められた A さんが大変だ

監事 今岡 清廣

5 年前の春、地域包括支援センター（以下、包括と表記します）から市長申立をしたいので受けて貰いたいと NPO 法人岡山高齢者・障害者支援ネットワークに打診がありました。文面からは超大変そうな内容でした。とりあえず包括の事務所を訪問したところ、A さんは生活保護受給者で、福祉事務所の S さんが担当職員の中で最も詳しいと紹介されました。ライフラインは未払いで全てストップ、保護費は毎月 2 時間かけて徒歩で福祉事務所へ来所して受け取っている健脚の A さん。近隣住民から「なんとかしてくれ」と苦情のヤマ。

福祉事務所の S さんは、A さんの分厚いファイルをもとに警察、消防、検察、病院、地域住民などとの対応、エピソードを生々しく話してくれました。「直前のことも忘れています。最近では酒の匂いがする事が多くなりました。」福祉事務所ワーカーが、ここまでするのは驚きでした。後見人は受けざるを得ない、覚悟を決めるしかないと思いながら市役所を出ました。法人後見は「受任」と理事会で決まり、C 弁護士と私が担当者となりました。

喫緊の課題は本人の安全の確保、居所を移すこと、その上で借家の処分、片付けですが、当てが全くありません。福祉事務所の S さんからの「自分なら精神科病院への受診を聞いてくれるかもしれない」との話にすがるしかありませんでした。

D 病院外来受診が実現し、担当者 2 人の同席のもとで、医療保護入院になりました。家財処分の見積もりを依頼したら、業者が「大変なゴミ屋敷を見て来ましたが、3 本指に入ります」と“お褒めの言葉”を頂きました。

70 歳代に入った A さんは、入院が長期になるのではと予想していましたが、利用できる施設も見つかり、通所事業所を併用して生活全般の見守りが実現できました。深夜に一人で出かけて捜索したことも事後報告で何度もありました。介護施設も予想をはるかに上回る対応をいただき感謝、感謝です。

## 第9回定時総会報告

本年5月29日(土)に、特定非営利活動法人「福祉オンブズおかやま」(以下当法人)の第9回の定時総会を開催しました。今回は昨年同様オンライン開催としたことで理事だけでなく会員にも参加いただく事ができました。ですが、短時間開催となってしまったこと、オンライン環境のない会員へのご不自由をおかけしたことなど、課題が残りました。

今回の定時総会時の会員数は46名、うち出席会員数は29名(出席14名、評決書面提出15名)で定款が定める会員数の過半数を満たし、総会成立できた事を深く感謝申し上げます。以下に、総会の報告をいたします。

2021年度活動報告が神崎理事から報告がありました。

特定非営利活動に係る事業の中の、(1)福祉・医療サービス人権相談事業の昨年度実績は次の通りでした。昨年度の電話相談は48回開催しました。そこで受付をした4件の相談に対し、対面相談を実施しました。相談事案によっては、当該市の社会福祉行政への提案を行うことができました。ただし、相談件数が減少傾向にあることから、理由について検討したいと思います。

(2) 調査研究事業の実績は次の通りでした。

2020年度に実施した「介護保険法に基づく実地指導等の実態に関する調査」の報告書作成のためのまとめを行いました。それを受けて、本年3月19日の「2021年度人権・福祉講座」において調査結果をオンライン形式で報告しました。

(3) 人材育成事業の実績は次の通りでした。

「オンライン福祉オンブズカフェ」を2021年9月からスタートさせました。昨年度は、11月、1月、3月と計4回実施しました。

第1回：「成年後見制度」今岡清廣さん(社会福祉士)

第2回：「在宅医療を語ろう—一月100件の往診をする医師に聞く悲喜こもごも—」清水順子さん(倉敷医療生協 玉島協同病院 医師)

第3回：「いくつになっても「動くを楽しむ」ことができる社会を目指して—地域福祉の観点から、寄り添いのありかたを考える」話題提供：猪田有弥さん(にしあわくらモビリティプロジェクト代表・社会福祉士)

第4回：「一人ひとりの暮らしをまもるために老人医療・福祉の現場で働いた経験から「暮らしを考える」」話題提供：猶原真弓さん(NPO法人福祉オンブズおかやま理事)

人権福祉講座を令和3年度岡山市人権啓発活動補助金を受けて開催しました。(内容は、(2)調査研究事業の報告でした)

(4) 情報公開事業の実績は次の通りでした。

広報活動として、毎週の電話相談をホームページ・SNS(フェイスブック)上で告知しました。それ以外にも随時の催事の告知や報告をしました。その結果、SNS上の閲覧数や反応(いいね)数が前年度より増加しているようです。

(5) 出版事業の実績は次の通りでした。

調査研究事業の成果である「介護保険法に基づく実地指導等の実態に関する調査」報告書を

出版しました。本調査対象であった介護保険法に基づく実地指導担当課（28自治体）に寄贈し、希望者には実費で送付しました。

(6) その他、法人の目的を達成するために必要な事業の実績は次の通りでした。

「令和3年度岡山市人権啓発活動補助金」を岡山市に申請し獲得しました。この補助金は、「2021年度人権・福祉講座」に充てることができました。また、会報22、23、24号を作成、送付しました。

2 その他の事業の(1) 出前教室事業については、当面の休止を継続しています。

続いて、2020年度決算ならびに監査報告が行われました。加藤理事から議案書のとおり報告がありました。今岡監事から監査報告があり、理事の業務執行並びに経営の状況および財産の状況に関し、適正に処理されている旨が説明されました。評決書面および出席者の賛成により、承認されました。

2022年度活動方針案が藤井理事により説明がありました。

特定非営利活動に係る事業のうち、

(1) 福祉・医療サービス人権相談事業については、引き続き毎週日曜日の電話相談を継続いたします。そして、ホームページやメールによる相談方法も併せて行うと同時に、相談者の人権や個人情報の保護についての対応が十分にできているか、常に点検しながら進めます。

(2) 調査研究事業の活動案は次の通りです。

「介護保険法に基づく実地指導等の実態に関する調査」を分析の上、学会で報告します。この結果から得た行政側の課題について、提言を

まとめる準備を行います。

(3) 人材育成事業の活動案は次の通りです。

昨年度から始めたオンライン福祉オンブズカフェを今年度も隔月開催します。生活保護の問題や福祉現場の人材不足といった切実なテーマを設定し、内容の充実をはかります。また、今年度も人権啓発に関する助成金を活用し、福祉関係者の主権者意識の向上に貢献する人権・福祉講座を開催します。

(4) 情報公開事業の活動案は次の通りです。

電話相談・各種催事の告知および報告をホームページ・SNS上にて継続します。加えて、調査研究事業の結果を無料でダウンロードできるようにします。今後、毎年の調査研究事業の結果を蓄積・公開していく事でオンブズ活動の「見える化」に寄与します。

(5) 出版事業の活動案は次の通りです。

「福祉オンブズ相談員養成講座」などの過去の活動内容をまとめた小冊子などの出版物の準備をはじめめるための環境整備を含め、その検討を継続します。また、調査研究事業の報告書を希望者に有料にて提供します。

(6) その他、法人の目的を達成するために必要な事業の活動案は次の通りです。

理事を中心に会員と協働しながら上記活動を進めます。上記事業を運営するための補助金にも申請を行います。

2) その他の事業の(1) 出前教室事業については、本年度も休止を継続します。

そして、2022年度予算案が加藤理事から報告がありました。以上の内容が、評決書面および

び出席者の賛成により承認されました。

今回は、役員改選の時期でした。そこで、長年本法人を支えてきた加藤理事、前原理事が今回で退任することとなりました。新たに弁護士の呉裕麻さんが新理事となることが決まりました。

定時総会のあと、理事会が開催され、理事の中から高崎和美さんが次期も理事長となることが決まりました。コロナ禍における NPO 活動の継続、会員との関係等、解決しなくてはならない課題は多くあります。ですが、知恵を出し合い、この苦境を新体制で乗り越えていきたいと思えます。

(文章：藤井宏明)

みなさん、こんにちは。呉裕麻（おー ゆうま）と言います。

私は、弁護士になって間もないころに障害者自立支援法違憲訴訟全国弁護団に加入し、同時に岡山弁護団の事務局長を担当しました。この訴訟は、時の民主党政権との間で奇跡的な和解により解決し、後の障害者福祉政策に大きな影響を与えました。

しかし、この訴訟では介護保険との統合問題について決着がつかず、残された課題となっていました。そうしたところ、岡山市の浅田さんが訴訟をすることとなり、私も弁護団の主力として最後まで戦いました。結果、歴史的な勝訴判決にて解決したところでした。

この度はこのような弁護士としての経験を踏まえ、お声がけいただき、理事への就任をお受けした次第です。

私の経験が皆さまのお役に立てれば幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

## 人権相談 受付中！

電話による相談は、毎週日曜日午前 10 時から午後 3 時まで。当法人のホームページからメール相談も受け付けてます。当法人の相談員が福祉サービスでの人権問題を一緒に考えます。

TEL：080-2885-4322 ホームページ URL：http://f-onbuzu.com/

E メールアドレス：f.ombuds.okayama@gmail.com

## 『新・人間裁判 生活保護基準引下（ひきさげ）違憲訴訟について』

昨年度、複数の生活保護に関する相談があったことから、現在岡山地方裁判所で争われている生活保護基準引下違憲訴訟（新・人間裁判）の弁護団の則武透弁護士にオンライン方式でお話いただきました。

国家に対して人間らしい生活を保障せよと要求する権利（社会権、憲法 25 条）から説き起こし、この裁判は憲法の規定を現実のものとするために常に必要な闘いであると位置づけ、生活保護は、社会福祉の最後の砦であるのに、非常に恣意的なやり方で無理矢理基準が引き下げられたと、具体的な論拠で示されました。

当日の講演内容をご報告します。今回は、大きく前半、後半に分けて講演が行われました。私たちの持つ基本的人権や生活保護制度の基礎のお話しである前半部分と、今回の訴訟によって指摘している問題点を示す後半部分です。前半と後半の間に質疑応答が行われました。法学用語が頻出しますが、大事な事柄ですのでぜひお読みください。

### 第1章 自由権と社会権

人権の種類として、国家から干渉されない権利としての自由権（国家からの自由）がある。その例は 精神的自由権で、表現の自由、信教の自由、学問の自由など。また経済的自由権もそうで、財産権、職業選択の自由などがある。国家に参加する権利としての参政権（国家への自由）もある。

これに対して、社会権（国家による自由）と呼ばれるものがあり、生存権、教育を受ける権利、労働基本権など、国家に対して要求する権利のことを指す。

19 世紀の人権思想では、国家の役割は不合理な身分的特権と差別を廃止し、国民の自由を最大限確保することであると考えられていた。それは、旧体制の厳しい規制から解放された国民は自由な契約を通じて活力ある経済活動を営

めば、それで豊かで自由な社会を実現できると思ったからである。

しかし、20 世紀の人権思想は違った。産業革命によって資本主義が劇的に変貌し、貧富の差が拡大した結果、自由権は「貧困の自由」「飢餓の自由」になってしまったから。国家は社会経済的弱者に手を差し伸べる必要がある、逆に言えば社会経済的弱者は国家に救済を求める権利があると考えられるようになった。これが社会権の発生である。

フランスの経済学者トマ・ピケティ（Thomas Piketty）著『21 世紀の資本』という本に、「1970 年代以来、所得格差は富裕国で大幅に増大」「格差拡大の主要な力は、市場の不完全性とは何ら関係ない…その正反対だ。資本市場が完全になればなるほど資本収益率が経済成長率を上回る可能性も高まる」「格差の問題を経済分析の

核心に戻して、19世紀に提起された問題を考え始める時期はとうに來ている」とある。資本主義の発展が格差を拡大させるということだ。

## 第2章 生存権とは？

生存権は日本国憲法 25 条に規定されている。第 1 項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」第 2 項「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」というもの。

諸外国の憲法でも生存権はある。フランス共和国憲法（1946 年）前文第 11 では、「国は、全ての人、特に、児童、母親及び年老いた労働者対し保健、物質的保障、休息及び余暇を保障する。人は誰でも、その年齢、肉体的若しくは精神的状態、経済的事情のために労働することのできないことが分かったとき、国家又は公共団体に対して、相当な生活の手段を求める権利を有する。」と言っている。その他、イタリア憲法、国際人権規約 A 規約（1966 年）第 11 条、欧州連合基本権憲章（2000 年）第 34 条にも同様の規定がある。

日本にも、社会権の源流と思われる思想があった。植木枝盛（1857～1892）は、東洋大日本国国憲按（1881 年）を發表し、その第 44 条には「日本ノ人民ハ生命ヲ全フシ四肢ヲ全フシ形体ヲ全フシ健康ヲ保チ面目ヲ保チ地上ノ物件ヲ使用スルノ権ヲ有ス」と記した。また、高野岩三郎（1871～1949）が発表した憲法研究会憲法草案要綱（1946 年）には、「国民は健康にして文化的水準の生活を営む権利を有する」と書かれていた。

このように、現在の憲法 25 条の生存権規定は日本の中に脈々と存在した進歩的思想が結実

したものだ。日本国憲法はGHQによって押し付けられたものであり、日本は「自主」憲法を制定する必要があるというような歴史観（自民党の憲法観）が、いかに一面的なものであるかは明らかである。

憲法第 25 条に基づいた各種の立法は、社会福祉立法（生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法など）、社会保険立法（国民健康保険法、国民年金法、雇用保険法など）、公衆衛生の整備（保健所法、食品衛生法、環境基本法など）と多岐にわたる。

## 第3章 生存権を獲得する闘い

では、憲法 25 条に生存権が書かれているだけで、生存権は直ちに実現されるのだろうか？生存権は、国家が積極的に実現を図る政策を取らなければ、ほうっておいても実現される権利ではないことを忘れてはならない。

生存権を獲得するための先人たちの尊い闘いがあった。中でも銘記すべきは、朝日訴訟だ。これは、1957 年、国立岡山療養所（早島）に入所していた朝日茂さんが当時の厚生大臣を相手取って、生活保護法の定める保護基準が日本国憲法第 25 条に規定する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を侵害しているとして提訴した行政訴訟であり、人間裁判と呼ばれる。

第 1 審の東京地裁判決で勝利したが、第 2 審の東京高裁で逆転敗訴、最高裁上告中に朝日茂さんが死亡したため、朝日健二さんが養子となって裁判を引き継いだ。

東京地裁の昭和 35（1960）年 10 月 19 日判決は、日用品費月額を 600 円に抑えているのは憲法 25 条に違反しているとし、裁決を取消（原告の全面勝訴）した。しかし、その後、東京高

裁昭和 38（1963）年 11 月 4 日判決は、日用品費月 600 円はすこぶる低いが、不足額は 70 円に過ぎず憲法第 25 条違反の域には達しないと見て、原告の請求を棄却した。

最後の最高裁大法廷昭和 42（1967）年 5 月 24 日判決は、生活保護を受ける権利は相続できないとし、本人の死亡により訴訟は終了したとの判決を下した。さらに、念のためとして、憲法 25 条 1 項はすべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得るように国政を運営すべきことを国の責務として宣言したにとどまり、直接個々の国民に具体的権利を賦与したものではない、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生大臣の合目的的な裁量に委されているとした。

朝日訴訟には大きな意義があった。全国に朝日訴訟を支援する会が結成され、日本の社会保障・社会福祉の問題、とりわけ貧困問題に対する国民の関心が高まった。そして昭和 36（1961）年以降、大幅な保護基準の引き上げが毎年行われ、当時の極端な保護行政の引き締めが歯止めがかけられた。この点で、朝日訴訟は、日本の社会福祉の歩みのなかで意義深い訴訟であったといえる。

次に堀木訴訟がある。視力障がい者の堀木フミ子さんは、昭和 45（1970）年当時の国民年金法に基づいて障害福祉年金を受給していた。離婚後に自らの 2 人の子どもを養育していたことから、生別母子世帯として児童扶養手当も受給できるものと思い知事に対し請求した。しかし、当時の児童扶養手当制度には手当と公的年金の併給禁止の規定があったことから、知事は児童扶養手当の請求を退けた。そこで、堀木さんはこの処分を不服として提訴した。

これについて、神戸地裁昭和 47（1972）年 9 月 20 日判決は、児童福祉手当とそのほかの

公的年金の併給禁止規定は憲法 14 条違反であるとし、憲法 25 条第 2 項の規定による社会保障施策において差別的な取扱いをしてはならないとして原告を勝訴させた。ところが、大阪高裁昭和 52（1977）年 11 月 10 日判決は、憲法第 25 条第 2 項の規定は第 1 項における「健康で文化的な最低限度の生活」を保障したのではなく第 2 項による国の政策については財政状況などから立法の裁量が認められ違憲ではないとして、原告を敗訴とした。昭和 57（1982）年 7 月 7 日最高裁大法廷判決は、憲法 25 条 1 項の「健康で文化的な最低限度の生活」の具体的内容は、「時々における文化の発達程度、経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきもの」であるとし、それを立法に具体化する場合は、「国の財政事情を無視することはできず、また、多方面にわたる複雑多岐な政策的判断を必要とする」。「具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量にゆだねられて」いるとして上告を棄却した。

堀木訴訟は、社会保障給付の受給権が複数あるときに調整する（片方だけしか受け取らせない）問題が初めて議論された裁判であった。結局、この裁判によって、国は不合理な調整は出来ないことになった（併給禁止を見直す方向）。また、児童扶養手当の範囲、額、人数も広げられた。

現代の生存権裁判の課題は、堀木訴訟最高裁判決の高い壁（立法府・行政府の広範な裁量論）をどのように突破していくかということになる。

現在、全国で生活保護引下違憲訴訟が闘われている。そもそもは、国が、2013（平成 25）年 8 月から 3 回に分けて、生活扶助基準（生活

費部分)を平均6.5%、最大10%(年間削減額670億円)引き下げたこと。これは、生活保護制度が始まって以来の大幅な引下げだった。

岡山地裁では、2014(平成26)年10月30日に、原告46名が提訴した。かつての朝日訴訟が「人間裁判」と呼ばれたことにちなみ、今回の訴訟を「新・人間裁判」と呼んでいる。全国では、29都道府県で1,000名を超える原告が立ち上がっている。生活保護基準は、様々な制度(最低賃金、住民税非課税、国民健康保険の減免等)に連動しており、ナショナル・ミニマム(生存権として保障すべき最低の水準)になっていることから、全国的には「いのちのとりで裁判」と呼ばれている。

この裁判の争点は、生活扶助基準を引き下げたことは、厚生労働大臣の裁量の範囲をはずれ、濫用しており、憲法25条、生活保護法8条等に違反しているのではないか?ということ。国は「健康で文化的な最低限度の生活」の基準設定には、厚生労働大臣に広範な裁量権がある。」と主張しているが、原告らは、「(たとえそうだととしても)必要性・相当性を欠く制度後退(引下げ)は許されない。大臣の裁量は生活保護法8条等の委任の範囲に限定される。」と主張している。

憲法25条1項の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」、生活保護法第8条1項「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」2項「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」という条文からも裁量権は限定されているはずなのだ。

## 第4章 新人間裁判 生保引下違憲訴訟の具体的内容

厚労省は、生活保護基準削減の理由その1として、「物価」を計算したところ、2008年から2011年にかけて4.78%の下落があった。この「物価下落」(デフレーション)を考慮して、2013年から生活扶助費の一律削減を行った、と主張している。

しかし、この「デフレ調整」の問題点①として、生活保護基準部会の意見を聞くことなく、独断でデフレ調整を採用した事実がある。生活保護基準部会とは、生活保護基準の専門的評価及び検証を行うために、厚労省の社会保障審議会に設置された常設の部会であり、学識経験者による委員で構成されている。この生活保護基準部会の元部会長代理を務めた岩田正美日本女子大学名誉教授が名古屋地裁の第19回弁論において、原告側証人として証言した。「基準部会は『デフレ調整』を容認していたのでしょうか?」との質問に対し、「そもそも物価については議論自体していませんので、容認したということはありません」。また、デフレ調整については「新聞報道で初めて知った」、「大変驚くと共に、再開した部会で、ゆがみ調整とデフレ調整分でかなり大きな財政削減効果があったとの資料で説明を受け、財政削減のために行われたと感じた」とのこと。

「デフレ調整」の問題点②として、1983年から採用されている生活扶助基準の改定方法である水準均衡方式(一般世帯の消費水準と生活扶助基準のつり合いを維持しようとするもので、一般世帯の水準の変化に応じて調整する)の上に、さらに「デフレ調整」を行うことは、おかしいということ。先の岩田氏は「消費水準は財やサービスの価格の積み上げなので、物価が上



がれば消費水準も上がります。その消費水準に合わせて保護基準を上げ下げした（水準均衡方式）後に、物価も考慮（デフレ調整）すれば二重評価になる」と証言した。消費水準は、すでに物価の影響を受けた結果なので、さらに物価を考慮すると物価下落調整を二重（過大）に行うことになるという意味である。

「デフレ調整」の問題点③として、生活保護世帯の消費実態とかけ離れたウエイト（購入割合）を前提に計算したことがある。厚労省は、2010年（地デジ化でテレビの買換え需要が高まった）を基準年にしたと主張している。2008年から2011年の物価下落率トップ5は、電化製品（デスクトップパソコン、ノートパソコン、ビデオレコーダー、カメラ、テレビ）である。その時期に、生活保護世帯の消費実態を調べた「社会保障生計調査」を使わず、一般世帯の消費支出を計算の基とした。生活保護世帯のパソコンやテレビの支出割合は、一般世帯の4分の1から3分の1にしかならないのに、である。つまり、生活保護世帯がほとんど購入できない電化製品の価格が下落していることを理由に生活扶助費を削減した。

「デフレ調整」の問題点④は物価下落率4.78%という数字そのものが国際基準をはずれた計算式で作られたものであるという点だ。通常、国際基準では物価指数を算出する計算方法はラスパレス式である。総務省統計局も、この方式を一貫して使用している。しかし、今回の引き下げの際に、厚労省はラスパレス式よりも下落率が大きく出るパーシェ式を混用した。

厚労省は、生活保護基準削減の理由その2として、「ゆがみ調整」を上げる。厚労省の説明では、所得下位10%層（所得階級第1・十分位層）の消費実態と生活扶助基準の消費実態を、指数を用いて比較したところ、年齢・世帯人員・地域別に「ゆがみ」があり、これを是正するために調整を行ったという。

しかし、「ゆがみ調整」の問題点①として基準部会の検証数値を独断で2分の1に変えていたことがある。基準部会検証の結果、「増額」とされた部分について、政府が無断で2分の1にしていた。これは厚労省幹部が内閣官房副長官に示した『取扱嚴重注意文書』から発覚（北海道新聞が情報公開請求により入手した）。政府は、（減額による）「激変緩和」を理由としているが、減額分のみならず増額分も無断で2分の1にしており、理由になっていない。

「ゆがみ調整」の問題点②は所得下位10%層から生活保護世帯を除外せず比較していること。生活保護世帯のことを、生活保護世帯を除外していない数字と比較して、なぜゆがんでいるとわかるのか。

その他にも、生活保護の捕捉率の低さ（約2割といわれている）を無視し、所得下位10%層と比較することの問題、所得下位10%と比較することは基準が際限なく下がる危険がある。以上から、結論として、我々原告団は以下のようになっている。

老齢加算廃止に関する最高裁平成24（2012）年4月2日判決は「統計等の客観的数値との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無について審査されるべき」と判示した。しかし、本件では、統計等の客観的数値との合理的関連性も、専門的知見との整合性のいずれも欠いていることが明らかである。したがって、生活扶助基準の引き下げは、厚生労働大臣の裁量の範囲を外れ、濫用しており、憲法25条、生活保護法8条等に違反している。

全国の様子は、第1審（地裁）では1勝7敗。令和3（2021）年2月22日大阪地裁判決は、今回の引下げの名目とされた「デフレ調整」について、生活扶助相当CPIという独自の指数によって消費者物価指数の下落率（2.35%）よりも著しく大きい下落率（4.78%）を基に改定率を設定し

た点などが、「統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性」を欠き、生活保護法3条、8条2項の規定に違反し違法であると断罪した。

さらに、信濃毎日新聞2021年12月16日には、「判決文「コピペ」か誤字も同じ文章酷似」という見出しで、原告（生活保護受給者）の訴えを退けた5月12日の福岡地裁判決以降の2件の判決文（全文）が、誤字も同じで文章も随所で酷似していることが判明したと報じている。

岡山地裁での訴訟は、提訴から7年が経過し、計23回の期日を重ねてきた。今年は証拠調（尋問）手続きが行われる予定である。証拠調手続きに先立ち、林病院の林英樹院長に意見書を作成していただいた。さらに、林病院の星晶子さんにPSW（精神保健福祉士）の経験に基づいて、裁判で証人として証言していただく予定である。

立証のポイント①は、生活保護制度の重要性である。日本の医療・福祉制度が充実していない現状では、生活保護制度は、まさに最後のセーフティーネットであること。生活保護の種類は、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助と多岐にわたる。この中で、日常生活に必要な費用は生活扶助で賄う必要がある。したがって、生活扶助は、生活保護制度の根幹といえる。

この生活扶助基準の引下げがもたらす影響の大きさは甚大である。引下げにより真っ先に削られるのは交際費である。その結果、人間関係の構築ができなくなる。その結果、精神疾患悪化のリスクが高くなる。

立証のポイント②は被害実態を明らかにすること。前記のように、今回の生活扶助基準の引下げには様々な理論的な問題点がある。しか

し、裁判官がその問題点を取り上げてくれないのは、生活保護利用者の被害の実態が分かりにくいところに原因がある。

かつての朝日訴訟では朝日茂さんの問題が絶対的貧困（食べ物が無い、家がないなど人間としての最低限の生存条件を欠くような貧困のこと）の問題であったために、裁判官も理解しやすかった。

しかし、現代の貧困は絶対的貧困だけでは理解できない複雑な様相を示している。そのためには、生活扶助基準の引下げに伴う生活保護利用者の被害の実態を裁判官に分かりやすく伝える必要がある。憲法25条が保障する「健康で文化的な生活」とは、ただ生きていけばよい（絶対的貧困観）ということではないはずである。

その証拠に、生活保護法第1条は「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

しかし、生活扶助基準の引下げが、生活保護利用者の自立の助長という目的達成にどのような影響を及ぼすかは全く顧みられていない。そのことによる悪影響が最も如実に表れているのが精神障害者ではないか。そこに被害実態を明らかにする突破口があるのではないか。林院長に意見書作成をお願いした経緯は、以下の通りだった。

本件裁判において、原告のうち18名について陳述書を作成、提出した。具体的には、生活保護利用の経緯、生活保護以外の収入の有無、生活保護利用の開始時期、病気、食事、住居、衣類、入浴、洗濯、散髪、電気製品・家財道具、文化的活動、交際等について、各個人の生活状況を詳細に聞き取りした。それを分析した結果、

何らかの精神疾患を有している方が一定数いることが判明（18名中5名）した。そこで、精神疾患と貧困、生活保護制度に何らかの相関関係があるのではないかと、それを明らかにすることにより、生活保護制度利用者の生活実態、制度の現状等がより明らかになるのではないかと考えたのである。

そこで、精神科の林病院の林英樹院長に面談し、質問を重ね、意見書作成を依頼した。林意見書の内容の1つ目は、まず、林医師の担当している患者約365名（外来:320名、入院45名）のうち約2割強が生活保護制度利用者であった。精神疾患発症後に制度利用開始した人が圧倒的に多いということ。精神疾患を抱える患者は社会資源の知識がない者が多く、林病院では治療と並行して、制度利用の橋渡しをしている。名古屋市での民医連（全日本民主医療機関連合会）ホームレス調査での経験上、自ら援助希求することができない人がいる。現在の生活保護は申請主義であり、そのような人を想定した制度になっていない。貧困、孤立と精神疾患との間に高い相関関係がある。

林意見書の内容の2つ目は、精神障害者にとって生活保護制度は、安心して医療を受け当面の生活をするために唯一といえる必要不可欠な制度であること。そしてそのように重要な制度を経変するのなら障害者権利条約に照らしても当事者の意見を聞くべきであるが、今回の生活扶助費の引き下げに際して、意見を聞くことはしていないということ。

精神疾患の治療で重要なことは、人間関係を再構築していくことであるが、日本の精神保健福祉制度と行政は、精神障害者の代弁者となり得ていない中で、生活保護は非常に重要である。林医師の担当する生活保護を利用している患者

さんに対しアンケートを実施したところ、生活保護費の減額により食費を削ったり、生活保護を利用していることにひげ目を感じているとの結果だったと書かれている。

最後に述べたいこと。かつて、朝日訴訟では、多くの専門家が朝日茂さんの側に立って、裁判を支援した。その一人でもある岡山協立病院元院長の故水落理先生は、朝日茂さんの往診をした経験に基づき、次のように述べておられる。「第一審のハイライトは何と言っても現地公判（療養所内での特設法廷）で、この中で国立療養所の貧しさが浮き彫りにされました。東京地裁浅沼裁判長の『最低限度の水準は予算の有無によってではなく、むしろこれを指導支配すべきである』という判断は私を感動させました。しかし、その後の第二審、最高裁への長い闘い、その中心である原告朝日茂の受けた肉体的、心理的ストレスは痛いほど私には分かりました。死後の解剖所見は私を慄然とさせました。このようになるまで闘い続けたのか。あのおだやかな顔、澄んだ眸の奥にあるすさまじい気迫、真理と社会正義に反するものへの恐るべき怒り、これは必ず語り続けねばならない国民のそして人間の宝です。」

コロナ禍の影響で、生活保護制度は益々重要性を増しています。福祉オンブズおかやまで活動される皆さんは、生活保護利用者に接することも多いと思います。生活保護制度を利用することは国民の権利であるとの意識を持って接して頂ければ幸いです。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

文責：高崎和美・藤井宏明

## 本法人調査研究事業を日本社会福祉学会（中国四国ブロック大会） で発表しました

2022年7月9日（日）、ノートルダム清心女子大学（岡山県岡山市北区伊福町 2-16-9）で日本社会福祉学会中国四国ブロック大会が開催されました。

当法人の行った調査研究事業の内容を学会発表用に、『介護保険法に基づく実地指導担当課職員の負担度に関する検討—A 県内自治体における実地指導担当課の分類と課題の分析—』とタイトルを改め、藤井副理事長（福山平成大学福祉学科教授）がプレゼンを行いました。岡山県内の介護保険実地指導（2022年度より運営指導）担当自治体に対し、実地指導実績や担当職員数、所管事業所数を尋ねました。その結果に各種数量分析を加えました。

今回の新たな分析から以下のようなことが分かりました。

分析結果：

- ① 本研究の結果から、岡山県の自治体担当課は指定監督権限の範囲等により3つの区分（クラスター）に大別できた。
- ② 今回の結果でクラスター1（岡山県）とクラスター2（岡山市、倉敷市）、そしてクラスター3（それ以外の市町村）の3割の自治体に負担が生じていることが分かった。
- ③ 負担が生じている自治体が所管する事業所数は、全体の97.9%であった。ほとんどの事業所を所管しているのが、実地指導に課題のある自治体だった。

今回は、クラスター分析、因子分析、そして包絡分析法を使って分析しました。特に3つ目の包絡分析法により、各自治体の負担度を明らかにすることができました。本来は、少ない労力で多くの成果が得られるかについて分析を行う包絡分析法ですが、今回はその手法を用いて負担度を明らかにすることとしました。その結果、効率値1.0以上となる自治体は、効率性が高い（＝負担度の高い）仕事をしていると見ることができます（図1. 参照）。

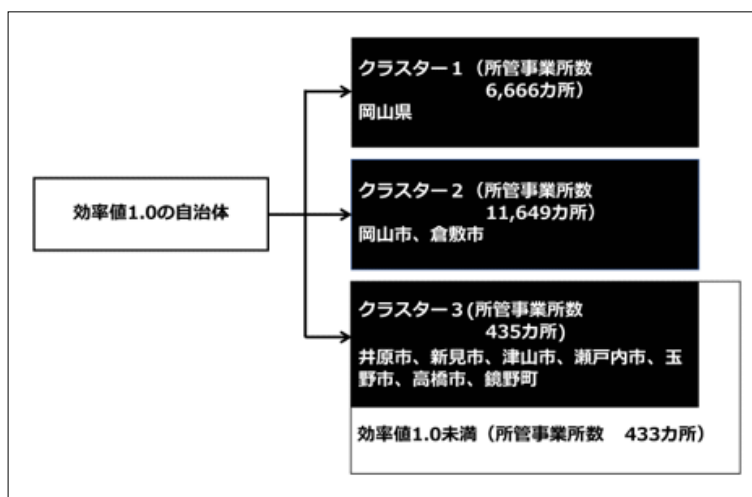


図1. 包絡分析法結果

今回、このような内容を発表しました。当法人は、この調査結果を受けて、さらに追跡していくことで、岡山県の運営指導体制をチェックしていきたいと思えます。

文章：藤井 宏明

## 福祉について語ろう！

### 完全オンライン 福祉オンブズカフェ 開催中

昨年度からはじまっている完全オンライン方式の福祉オンブズカフェも、今年度に入ってからすでに2回開催しました。9月24日にも開催予定にしています。そこで、これまでの福祉オンブズカフェを振り返ってみたいと思います。

#### ○第5回「障害者を取り巻く環境で気になること」(5月28日)

知的障害、身体障害、さらに精神障害の分野でソーシャルワーカーとして支援の最前線にいた社会福祉士の間島正泰さんが話題提供でした。経験に基づき、犯罪を犯して服役して初めて障害者として支援が必要だと認識された事例の支援や、精神疾患等で生活が立ちいけなくなり病院からつながる事例などが紹介されました。1990年代頃から障害者を総合的に支援するという目的で法整備がなされてきているものの、服役から社会復帰、病院・施設から地域生活を可能にするには、地域生活への移行ができれば終わり、ではなく継続した支援と柔軟な対応が必要、というお話に参加者みな納得でした。

最後に、数年前に倉敷市でおきた福祉事業所の大型倒産について、「A型作業所で働ける障害者の数がどれくらいか、行政は知っている。しかし、制度の形式に合わせた申請が出されたら、その定員が不自然に多くても、行政は受理して処理してしまった。」という、行政の形式性あるいは理念の欠如の問題が指摘されました。

参加者からは、日頃あまり知ることのない障害者ごとの様々な認定や介護保険との関係などに質問がありました。

#### ○第6回「困ったときはおたがいさま。拾い残された若者の支援から見えてくるもの」

(7月23日)

ハンドシェイクプロジェクト岡山事務局の滝

川忍さんたちに話題提供をいただきました。

病院で介護職員をしている滝川さんは、コロナ禍で学生アルバイトの仕事が減った頃、看護学校の先生から「食べるものにも困っている学生がいる」という話を聞き、職場の労組、地域の仲間数人とともにこのプロジェクトをスタートさせたとのこと。とにかく集めた食料と、募金してくれたお金で買った食糧を看護学校で配ったら好評。看護学校だけでなく地域にあるもう一つの大学でも学生支援が必要ではと考え、配布を始めたところ大学が屋内の場所を提供してくれて定期的実施。2020年の秋から看護学校で初めてこれまでに25回、その後始めた大学では15回すでに実施されたとのこと。

続けるコツは、硬い組織にせず分担して、仲間を通じた発信、広報、物資集め、学生へのフィードバックなどをすること。

困ったときはおたがいさま、と口で言うのは簡単だけれど、それを日頃の信頼関係がある仲間をつなげて2年間も続けておられるすごさに参加者は圧倒されました。これを民間の話で終わらせず、議会(政治)や行政が動いてほしいとも言われました。

次回の第7回福祉オンブズカフェは9月24日(土)午前10時から元津山児童相談所所長の石原正巳さんをお迎えして、児童福祉の現場で考えたことを話題提供いただきます。乞うご期待！

文章：高崎 和美

## リレーコラム 第25回

今回のリレーコラムは、ハンドシェイクプロジェクト岡山事務局の瀧川忍さんです。瀧川さんたちには、7月23日のオンライン福祉オンブズカフェで、学生たちへの食料支援活動を話していただきました。瀧川さんのコラムを読むと、そのときのカフェの情景が思い浮かぶようです。

コロナ禍で生活に苦しみを感じているのは学生も同じです。支援を受けた体験は、「支援する人」になる道につながると思います。瀧川さんたちの支援を通して語り合った若者たちの記憶をぜひ触れてみてください。

### 私たちが出会った学生たち

#### …生きる力と未来への希望をもらいました…

ハンドシェイクプロジェクト岡山事務局 瀧川 忍さん

学生支援を続ける中で多くの学生さんに出会いました。

普段知り合うことのない世代です。どの学生さんもオシャレな髪型にオシャレな服装、きれいにお化粧もしています。今の流行がこんな髪の色で、こんな服装なのか、メイクもすごく綺麗で私たちの目を楽しませてくれます。外見からは困っている様子なんか全く見えない彼ら彼女らのコロナ禍での苦難を毎回の学生支援で目の当たりにしてきました。

同時に、話をする中で見えてきた生きる力と未来への希望を私たちに与えてくれました。

未来さん(仮名)は看護学生さんです。毎日同級生のみんなと国家試験のための勉強をされていて出会いました。授業のないときはみんなが集まり勉強をしていると話してくれました。8月は夏休みだから学生支援は必要ないかなと思っていた私たちに、「帰省できないので学校で勉強しています。ぜひ、8月にも開催してほしいです」「実習のある学生はその前後にバイトが出来ません。夏休みにもお願いします」と率

直に話しかけてくれました。困っていることを率直に言えることを「すごいな」と思いました。国家試験に受かり看護師への道を歩き出した未来さんたち、コロナ禍で大変な道に進みましたが夢の道を歩み続けてもらいたいと思っています。

菜々さん(仮名)はチラシを見たからと初回から参加してくれています。いつもバイトのこと授業のこと、将来の夢のことを私たちに話してくれます。「リモート授業は分からないことを質問出来ないから、分からないまま終わってしまう」「試験もリモートって・・・大学に来た意味が分からない」「インスタで紹介するよ」とまわりの学生さんにも次々に紹介してくれます。その素直さにいつも感心します。授業までの時間が5分しかないときでも「顔だけ出しに来た。元気だよ」と顔を見せに来てくれます。

音羽さん(仮名)も最初からずっと参加してくれています。「入学して友達も出来ないままリモート授業で不安しかありませんでした」「ずっ



と帰省できないで、故郷の料理が恋しいです」と、遠方からの進学してきたことでの苦勞が絶えない時間を過ごしていました。学生支援の話を故郷の家族に話したら、「良いところに住んだね」と喜んでくれたんですと話していました。すると、何回目かの学生支援のあと、お母さんから「娘がいつもお世話になり感謝してもしきれません。本当にありがとうございます」というメッセージが届き、ボランティア一同、思いを噛みしめました。

勇氣さん（仮名）は偶然通りがかってからずっと参加してくれています。「主食はラーメンです」と袋ラーメンを嬉しそうに持って帰っていました。話を聞くとバイト代で生活を支えているようでした。「ラーメンに野菜を入れたら美味しくなるよ」「この野菜はこうやって食べればご飯と合うよ」と食べ方を紹介する中で、ラーメンだけでなく白いご飯に野菜料理も食べるようになり、「ラーメンの在庫がまだあります」と食生活も変わってきたようです。



学生さんの状況や言葉を書き始めると終わりがありません。本当に多くの学生さんに出会いました。しかし、その出会いは困っている学生

さんのほんの少しでしかありません。もっともっと多くの学生さんと親御さんが困難に直面しています。その全てを救えるまでにはまだまだですが、出会った多くの学生たちの「生きようとする力」「夢に向かって進もうとする力」が私たちに学生支援を止めずに続ける「力」になっています。

卒業した学生さんから「本当にお世話になりました。みなさんの笑顔のおかげで頑張れました。私も困った人をみたら助ける人になりたいです。また必ず会い

に行きます」「就職して東京にきています。ありがとうございました」「岡山で就職しました。また会いたいです」とメッセージが届きました。夢への一步を踏み出した彼女たちが「困ったときはお互いさま！」の私たちの思いをどこかで引き継いでいってくれると信じています。

# ZOOM開催

## オンライン 福祉オンブズカフェ

主催：NPO法人福祉オンブズおかやま



福祉サービスの困り事を共に考え、解決へ向けて話し合うオンラインの語り場です。  
福祉サービスをよくするための提言をしていきましょう。

2022年9月24日(土) 10時00分～11時30分

接続開始 9時45分～

### 第7回テーマ「児童相談所の現場で～いろいろなモヤモヤ」

話題提供：石原 正巳さん(社会福祉士)

生い立ち：少き通路 季節によっては野路通路

経歴：障害者施設 9年

職業訓練施設 4年

岡山県内の児童相談所 18年

2019年3月 津山児童相談所長を最後に岡山県を退職

児童相談所の名前を聞かない日がないほど、子どもをめぐる環境は切迫しています。そこで、あらためて児童相談所の役割や子どもをめぐる現状をふりかえってみませんか？「子ども福祉のことがよく分からない」という人も大歓迎です！

定員：20人

#### 福祉オンブズカフェとは

- ・オンライン(ZOOM)上で、誰でもが語り合うことができます。
- ・毎回、新しいゲストを迎えて福祉に関する人権をテーマにした話題提供をします。
- ・各数月の第4土曜日の午前に開催します。

福祉オンブズおかやま(2000年設立、2014年度NPO法人化)は、福祉サービスを利用する人・利用者の家族・福祉サービスで働く人…の人権擁護を考え、県内の行政へ提言していく団体です。

特定非営利活動法人  
福祉オンブズおかやま

〒700-0971

岡山市北区野田5-8-11

TEL 080-2885-4322(日曜10～15時着信可)

メール [f.ombuds.okayama@gmail.com](mailto:f.ombuds.okayama@gmail.com)

ホームページ <http://f-ombuzu.com/>

毎週日曜日  
福祉に関する  
電話相談を受付中



①

メールで参加申し込みをしてください。当法人ホームページにも申込フォームがあります。(匿名可)

〆切は9月23日(金)17時まで

②

参加許可のメールが届きます。(当日のZOOM参加方法が書いています。)

③

定刻までに、ZOOMで参加をしてください  
※始まるまでの間は、マイクミュートをお願いします

参加方法(オンライン)に不明があれば、事務局にお問い合わせください。